

令和5年度事業計画

現在、新型コロナウイルス感染症は、収束の方向に向かいつつあり、感染症法上の位置づけも変更され、個人及び事業者は、自主的な感染対策に取り組むこととなります。政府は、「感染症法上の位置づけ変更後も、自主的感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人事業主及び事業者の取組を支援していくこととします。」としています。

これまで約3年間にわたり当センターの事業運営にも少なからず影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが変更されることで、世間の動向もコロナ前の状況に回復していくことが見込まれ、当センターの事業運営にも明るい兆しが見えてきたところではあります。

しかしながら、昨年度から、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされ、60歳代の会員の確保がますます困難になっており、シルバー人材センターの事業運営は、厳しい状況になっています。

シルバー人材センターは、これまでも元気な高齢者が地域社会の中で様々な問題解決の担い手となって活躍しており、今後ますますその

需要は高まると思われます。そのためにも、会員の確保は急務であり、引き続きホームページの充実や会報「シルバーおくたま」、町広報紙などを活用した普及活動に力を入れます。また、多くの働ける元気な高齢者が入会を希望されるよう、人生100年時代を迎え、80歳を超える高齢になっても働き続けられる就業環境の整備、労働者派遣事業など多種多様な就業機会の確保などに努めます。

また、本年10月からは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。これにより、シルバー人材センターは、会員（免税事業者）に支払う配分金に含まれる消費税額分については仕入税額控除を行うことができなくなり、新たな経費負担（納税額）が発生することになり、事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

いずれにいたしましても、シルバー人材センターの事業運営は、引き続き厳しい状況になると思われますが、町が積極的に推進している若者定住化事業、特産物であるブランド芋のじゃがいも「治助」の生産にも協力するなど、地域社会の一員として貢献できるよう会員・役員一丸となって事業を推進してまいります。

基本方針

- (1) 会員に適した就業機会の開拓と独自事業の推進を図る。
- (2) 会員の就業に関しての普及宣伝と新規会員の確保を図る。
- (3) 自主・自立を目指した事業運営の推進を図る。
- (4) 会員の就業に関する技能・知識の向上を図る。
- (5) 共働・共助の事業理念の浸透を図る。
- (6) 会員の安全就業対策の推進を図る
- (7) 社会奉仕活動に積極的に参加する。

1. 事業実施計画

(1) 事業機会の開拓・提供

役員・職員が、会員と共に普及活動を行い就業機会の確保及び就業分野の開拓に努める。

- ① 高齢者に適した仕事を幅広く受注するため、官公庁、町内事業所、一般家庭への訪問等、あらゆる機会を通じ開拓に努める。
- ② 未就業会員に対する就業機会の拡大、共働・共助の観点から公平かつ安全な就業ができるように努める。
- ③ 活動拠点施設を活用し、就業機会の拡大や新規会員の確保等を図る。
- ④ 町の最重要課題である若者の定住化を図るための重点推進事業（住環境整備）の一環として、土地・家屋の管理補助業務を引き続き実施する。
- ⑤ 奥多摩派遣事業所の開設に伴い、労働者派遣事業を推進するため新たな会員の入会や就業機会の確保に努める。
- ⑥ 農産物の栽培や販売を促進し、会員の生きがいくくりと農業の振興を図る。

(2) 普及・啓発

シルバー人材センター事業の普及に努め、広く関係者などへの理解と支援を得るため、次のような広報活動を行う。

- ① 会報「シルバーおくたま」を定期発行し、町内全世帯、関係団体に配布することにより、事業の普及や会員の確保に努める。
- ② ホームページや町広報誌を活用し、センター事業の普及、拡大を図る。
- ③ 町や関係団体が主催するイベントに積極的に参画し、事業の普及啓発と会員の確保に努める。

(3) 主・自立の事業活動の推進

事業の基本理念である会員による自主的・主体的な組織活動の強化を図る。

- ① 定期的に理事会及び各委員会を開催し、センター事業の推進を図る。
 - ② 役員・職員が一丸となって、(公財)東京しごと財団及び東京シルバー人材センター連合第6ブロック組織センターとの情報交換等を積極的に行い事業活動の効率化に努める。
 - ③ 職群別グループを育成し、お互いの連帯感及びローテーション等の調整と就業環境の改善を図る。
- (4) 調査・研究
- 適正就業の推進及び就業機会の開拓・拡大、センター事業の健全な運営を図るため、各種調査・研究を行う。
- (5) 相談
- 会員確保を図るため、高齢者の就業相談及び入会説明を随時実施する。
- (6) 研修・講習会
- 就業機会の拡大を図るための就業に必要な技能の習得や、知識の向上、事業運営の充実や組織活動の促進を図るため、各種研修会等を実施する。
- ① (公財)東京しごと財団等で実施する役員研修会及び会員技能研修会等に参加し知識の向上、技能の習得に努める。
 - ② 安全就業研修会を定期的実施する。
 - ③ その他、必要に応じた研修、講習会を随時実施する。
- (7) 安全就業対策の推進
- 会員の安全就業の確保と、魅力あるセンター活動を推進するため、必要な事業を実施する。
- ① 7月「安全就業強化月間」を設定し、安全就業に対する周知と、就業現場の巡回指導體制を充実し、安全就業を推進する。
 - ② 会報「シルバーおくたま」に事故防止等のPR記事を掲載する。
 - ③ 安全就業推進大会、研修会等に参加する。
 - ④ 安全就業基準及び危険予知活動の周知徹底を図る。
 - ⑤ チラシ・リーフレット等により安全就業の徹底を図る。
 - ⑥ 身元確認のため、会員証を携帯するよう入会時に徹底する。
- (8) 社会奉仕活動
- 文化活動・地域活動に積極的に参加し、地域貢献活動の推進を図る。